浅口市道路占用料新旧对象表(令和5年4月1日~)

(単位 円)

占用物件		単位	(旧)占用料	(新)占用料
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	430	570
	第2種電柱	1年	660	870
	第3種電柱		900	1, 200
	第1種電話柱		390	510
	第2種電話柱		620	810
	第3種電話柱		850	1, 100
	その他の柱類		39	51
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1mにつ き1年	4	5
	地下電線その他地下 に設ける線類		2	3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	380	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1 年	230	300
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所		770	1,000
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		320	420
	広告塔	表示面積1m ² につき1 年	1900	1,800
	その他のもの	占用面積1m ² につき1 年	770	1, 000

法第32条第1項第2	2 号		:満の		16	21
に掲げる物件		もの 外 径 が 0.07m 0.1m未満のもの		き1年	23	30
		外 径 が 0.1m . 0.15m未満のもの			35	45
		外径が 0.15m以上 0.2m未満のもの			46	61
		外径が0.2m以上0.3m 未満のもの 外径が0.3m以上0.4m 未満のもの 外径が0.4m以上0.7m 未満のもの			70	91
					93	120
					160	210
		外径が0.7m以上1.0m 未満のもの			230	300
		外径が1.0m以上	このも		460	610
法第32条第1項第3 号に掲げる施設	自動運行	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による	に設 ける もの		3	3
	補助施設	検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	その他の		9	10
		道路の構造又は の状況を表示す 示柱その他の柱	でる標		730	810
		その他のもの		² につき 1	460	510

		もの			
		地下		270	300
		に設			
		ける			
		もの			
	その他のもの			910	1, 000
			占用面積1m	770	1, 000
法第32条第1項第5	地下街及び地下室	階数	*につき 1 年		Aに0.004を乗
号に掲げる施設		が 1	+	じて得た額	じて得た額
		のも の			
		階数		Aに0.007を乗	Aに0.006を乗
		が 2		じて得た額	じて得た額
		のも			
		0			
		階数		Aに0.008を乗	Aに0.007を乗
		が 3		じて得た額	じて得た額
		以上			
		のもの			
	上空に設ける通路			930	900
	地下に設ける通路 その他のもの(進入路			560	540
				500	
	等)			300	1,000
法第32条第1項第6	祭礼、縁日等に際	し、一	占用面積1m	19	18
号に掲げる施設	時的に設けるもの		² につき 1		
			日		
	その他のもの		占用面積1m	190	180
			² につき1		
			月		
令第7条第1号に掲				190	180
げる物件	あるものを除し	- 設け	"につさ 1		

		月	るもの	⟨∘)	
1,800	1900	表示面積1m ² につき1 年	のもの		
810	620	1本につき 1年		標識	
18	19	1 本につき 1日	祭縁にし時設も礼等際一にる		
180	190	1 本につき 1月	その他 のもの		
18	19	² につき 1	縁日等 に 際	幕(令第7条第 4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。)	
180	190	その面積1m ² につき1 月			
1,800	1900	1 基につき 1月	車道を 横断す るもの	アーチ	
900	930		その他 のもの		
1,000	770	占用面積1m	令第7条第2号に掲げる工作物		
Aに0.031を乗	Aに0.028を乗	² につき1	令第7条第3号に掲げる施設		

		年	じて得た額	じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条 第5号に掲げる工事用材料		占用面積1m ² につき1	190	180
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条 第7号に掲げる施設		月	77	100
令第7条第9号に 掲げる施設	建築物	占用面積1m ² につき1 年	Aに0.016を乗 じて得た額	Aに0.015を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗 じて得た額	Aに0.011を乗 じて得た額